

東京都市計画流通業務団地の変更（東京都決定）

東京都市計画流通業務団地北部流通業務団地を次のように変更する。

名 称	北部流通業務団地				
位 置	足立区入谷一丁目、入谷五丁目、入谷六丁目、入谷七丁目及び舎人公園各地内				
面 積	約 33.3 ha				
流通業務施設の規模	面 積	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の高さの制限	備 考
流通業務施設 ^{注1}	約 25.7 ha	6 / 10 ^{注2}	なし	なし	
注1：流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第5条第1項第1号から第6号までに掲げる施設をいう。 注2：建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第53条第3項第1号イの耐火建築物等（自転車の停留又は駐車のための施設にあつては、同号イの耐火建築物等又はロの準耐火建築物等）又は第2号のいずれかに該当する建築物にあつては10分の1を加えた数値とする。					
公 共 施 設 の 規 模	道 路	種 別・名 称	幅 員・延 長		備 考
		補助線街路第261号線 補助線街路第294号線 補助線街路第296号線	別に都市計画に定めるとおり		都市計画道路
		区画街路	16m・約1,350m		3路線
	公 園 及 び 緑 地	種 別	名 称	面 積	備 考
	総合公園	都市計画公園第5・7・22号舎人公園	約 1.8 ha	都市計画公園第5・7・22号舎人公園（69.5 ha）の一部	
	街区公園	区立入谷緑地公園	約 2.1 ha	区立入谷緑地公園（2.4 ha）の一部	
小 計	約 7.6 ha				

「区域、流通業務施設の敷地の位置及び公共施設の位置は、計画図表示のとおり」

理由： 近年の物流ニーズの多様化や高度化に対応し、業種の枠を超えた物流の効率化に向けた流通業務施設の機能更新を図るため、流通業務団地の都市計画を変更する。

変更概要

北部流通業務団地					
変更事項					
1. 位置	足立区入谷町及び舎人町地内			→	足立区入谷一丁目、入谷五丁目、入谷六丁目、入谷七丁目及び舎人公園各地内
2. 流通業務施設の規模	トラックターミナル等貨物の積卸しのための施設	面積	約 11.2 h a	→	} 流通業務施設 面積 約 25.7 h a
	卸売市場	面積	約 6.2 h a	→	
	倉庫・野積場等、事務所又は店舗、その他の施設(コンテナデポ)	面積	約 8.3 h a	→	
3. 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合			6/10	→	6/10 ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 53 条第 3 項第 1 号イの耐火建築物等（自転車の停留又は駐車のための施設にあつては、同号イの耐火建築物等又はロの準耐火建築物等）又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあつては 10 分の 1 を加えた数値とする。
4. 道路の幅員及び延長	補助線街路第 261 号線	幅員	22 m	→	} 別に都市計画に定めるとおり
		延長	約 170 m	→	
	補助線街路第 294 号線	幅員	22 m	→	
		延長	約 570 m	→	
	補助線街路第 296 号線	幅員	16 m	→	
		延長	約 20 m	→	

5. 公園及び緑地の種別等	種別	一般公園	→	総合公園
	名称	団地公園	→	都市計画公園第5・7・22号舎人公園
	備考	都市計画公園舎人公園の一部	→	都市計画公園第5・7・22号舎人公園 (69.5ha)の一部
	種別	—	→	街区公園
	名称	団地緑地	→	区立入谷緑地公園
	備考	—	→	区立入谷緑地公園(2.4ha)の一部